

令和5年第4回教育委員会会議記録

令和5年4月25日（火）

◎議事日程

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 協議第1号 令和5年度教育費補正予算 |
| 日程第 3 | 議案第1号 八雲町教育支援委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第2号 八雲町社会教育委員の委嘱について |
| 日程第 5 | 議案第3号 八雲町立図書館協議会委員の任命について |
| 日程第 6 | 議案第4号 八雲町学校運営協議会委員の任命について |
| 日程第 7 | 議案第5号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について |
| 日程第 8 | 報告第1号 八雲町青少年問題協議会委員の任命について |
| 日程第 9 | 報告第2号 くもはち君ロゴマーク使用に関する要綱の制定について |
| 日程第 10 | 報告第3号 令和4年度教職員の交通事故・違反発生状況について |
| 日程第 11 | その他 |

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委員	松 永 正 実
委員	福 田 浩 子
委員	神 原 伸 哉

◎欠席者

委員	羽 田 圭 吾
----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	小 林 卓 也
学校教育課長補佐	松 浦 真理子

学校教育課施設係長	若山晋悟
社会教育課長兼図書館長	佐藤真理子
社会教育課長補佐	長谷川聡司
社会教育課文化財係長	大谷茂之
図書館管理係長	菊地貴志
体育課長	伊藤勝
体育課管理係長	菊地恵梨花
学校給食センター一次長	鈴木ゆかり
熊石教育事務所長	野口義人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第4回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、令和5年第4回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、神原伸哉委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 協議第1号「令和5年度教育費補正予算」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 協議第1号令和5年度教育費補正予算について説明いたします。議案書1ページになります。

本件は、令和5年度教育費補正予算を6月7日開会予定の町議会第2回定例会において要求することについて協議するものであります。

歳入からご説明いたします。議案書2ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、3節社会教育費補助金4千477万円は、アイヌ政策推進交付金です。

なお、この歳入予算については、すでに国から交付決定を受け、予算計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。10款教育費、4項社会教育費、5目郷土資料

館費、12節委託料、5千596万3千円は、町内のアイヌ文化を保存活用するために行う事業の業務委託料であります。

この事業の具体的な内容ですが、アイヌ文化財の保存と振興のため、町内に存在するアイヌ関連の石碑のうち、特に重要な石碑2件を保護するため上屋を整備するとともに、アイヌ関連スポット10箇所への説明看板の設置や眺望が良好な場所へアイヌ語地名等を記した鳥観図を設置するほか、ウェブページやリーフレットでそれらを紹介することで、アイヌと移住者たちの関わりを歴史を広く伝えるものです。この事業実施のための業務委託料について補正予算を計上するものであります。

以上、協議第1号令和5年度教育費補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、協議第1号は協議済みといたします。

◎日程第3 議案第1号

○教育長 日程第3 議案第1号「八雲町教育支援委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。議案書3ページをお開き願います。

教育支援委員会については、心身に障がいのある児童生徒等に対する教育支援及び就学先の決定に関する審議を行い、就学の適性を図ることを目的に設置するものであります。

構成する委員については、八雲町教育支援委員会条例第4条第1項において「医師、知識経験者、町内小学校、中学校の校長・教頭・教諭、医療施設の職員、関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。」と定められており、この度、議案書3ページ、4ページに記載の20名を任命するものです。

なお、任期は条例第4条第2項の規定により、本年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。

以上、議案第1号八雲町教育支援委員会委員の任命についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第2号

○教育長 日程第4 議案第2号「八雲町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 議案第2号八雲町社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。議案書5ページをお開きください。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、八雲町社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員です。

また、八雲町公民館条例第15条第2項の規定に基づき、社会教育委員は公民館運営審議会委員も兼ねることとなっております。

社会教育委員の定数は条例第2条の規定により20人以内と定められており、現在14名の委員を委嘱しております。

本年4月1日付け教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに委嘱するものであり、委嘱する2名は議案書記載のとおりで、本年4月1日に遡って委嘱しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は条例第3条の規定で補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和5年9月30日までとなります。

以上で、議案第2号八雲町社会教育委員の委嘱についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第3号

○教育長 日程第5 議案第3号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 議案第3号八雲町立図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。議案書6ページをお開きください。

八雲町立図書館協議会委員は、図書館法第14条第1項の規定に基づき、町の条例により設置される委員であり、八雲町立図書館条例第16条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、学識経験のある者から教育委員会が任命する委員であります。

図書館協議会委員の定数は条例第16条第3項の規定により7人以内と定められており、現在6名の委員を任命しております。

この度、学校教育の関係者の選任者の変更により欠員が生じたことから、新たに委員を任命しようとするものであり、任命する1名は議案書に記載のとおりで、本年4月1日に

遡って任命しようとするものであります。

なお、今回任命する委員の任期は条例第16条第5項の規定で補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和5年9月30日までとなります。

以上で、議案第3号八雲町立図書館運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第4号

○教育長 日程第6 議案第4号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 議案第4号八雲町学校運営協議会委員の任命について説明いたします。議案書7ページをお開きください。

学校運営協議会委員については、八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、「協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と定める者のうちから、教育委員会が任命する。」と定められており、この度議案書7ページ、8ページに記載のとおり落部中学校区で13名、野田生中学校区で12名、八雲中学校区で14名、熊石中学校区で14名、合計53名を任命するものです。

なお、任期は規則第6条の規定により令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第4号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 4つの校区がありますけれども、この方たちが全員集まる機会はあるのでしょうか。

○学校教育課長 この委員全員が一堂に会する機会はありませんが、それぞれの地区の代表の方で組織する協議会で集まる機会を設けております。

○松永委員 八雲中学校区でPTA代表となっている方は、昨年の役職と変わられたのでしょうか。

○学校教育課参事 令和4年度の八雲中学校区の学校運営協議会で会長をされている方ですが、運営協議会の中で八雲小学校の児童を対象とした夏休み・冬休みの学習会というのを立ち上げて運営を始めたばかりです。その中心となって活動されていた方が今回PTA代表になっている方ですが、小学校でのPTAの役職が変更となりました。八雲中学校区の学校運営協議会では、引き続きこの事業を推進していきたいということで、PTAの役

職ではなく、代表という形でこの方を選出いただき、力を貸していただくということで判断したと聞いております。

○松永委員 わかりました。もう1点質問ですが、落部小学校・中学校というのは合同で会長を選出することになったということでしょうか。

○学校教育課参事 令和5年度から落部小学校・中学校のPTA組織を1つにして運営しておりますので、合同の会長・副会長となっております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第5号

○教育長 日程第7 議案第5号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案5号八雲町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。議案書9ページをご覧ください。

本件は、令和3年10月1日に委嘱しましたスポーツ推進委員のうち、学校関係から委嘱していた2名について、この度の教職員人事異動により欠員が生じたため、補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有する者の中から市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなっており、現在定員20名のところ14名を委嘱しています。

このことから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により欠員となった委員2名を委嘱するもので、委嘱する委員は議案書記載のとおりで、前任者が人事異動により欠員となったことから、前任者が所属していた学校から選出され、学校長の推薦を受けこの度委嘱するものです。

なお、委員の任期は本年4月1日に遡って委嘱することとし、前任者の残任期間の令和5年9月30日までとなっております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 報告第1号八雲町青少年問題協議会委員の任命についてご説明いたします。議案書10ページをお開きください。

八雲町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、町長の付属機関として八雲町青少年問題協議会条例により設置された機関で、同条例第2条第1号委員関係行政機関の職員から任命した者3名、第2号委員学識経験者から任命した者8名、合わせて11名の委員で構成している協議会です。

この条例第2条1号に規定する「関係行政機関の職員」について人事異動により欠員が生じたことから、後任の方を新たに議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は在職期間となります。

同じく第2号に規定する「学識経験者」について教職員の人事異動により欠員が生じたことから、新たに2名を議案書に記載のとおり任命いたしました。

なお、任期は条例第3条の規定で補欠委員の任期は前任者の残任期間と定められており、令和5年11月16日までとなります。

以上で、報告第1号八雲町青少年問題協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第2号

○教育長 日程第9 報告第2号「くもはち君ロゴマーク使用に関する要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 報告第2号くもはち君ロゴマーク使用に関する要綱の制定について報告いたします。議案書11ページをお開きください。

本件は、令和4年度木彫り熊デザイングッズ企画開発事業において、企画開発したデザイングッズに使用されているロゴマーク「くもはち君」の使用にあたって必要な事項を定めたものです。この「くもはち君」の由来を大切に、八雲町や八雲の木彫り熊をPRしていくという考えのもと、使用方法を定めました。

それでは、要綱案の概要をご説明いたします。議案書12ページをお開きください。

第1条でこの要綱の趣旨、第2条でこの「くもはち君」の定義を定めております。議案書15ページに掲載しています別図1が「くもはち君」で、町が著作権を所有し、昨年呼称を募集して「くもはち君」と決定したロゴマークです。

第3条から第6条までは、くもはち君を使用できる者、使用の申請方法やその承認と決定、使用方法について定めており、特に第5条では議案書15ページの別図2を使用する場合は条件を付すこととしております。

第7条で、使用料は無料とすることを定めております。

第8条から第11条までは、使用承認を受けた後に内容に変更があった場合、使用状況の報告、使用を中止する場合、使用承認の取消について定めており、第12条では、使用者がロゴマークを使用することによって生じた損害又は損失の責任について定め、第13条は使用者がロゴマークを独占できないことを定め、第14条はこのロゴマークの使用承認等の状況について公開することができることを定めているものです。

第15条ではこの要綱のほか、必要な事項は教育長が別に定めることとしております。

なお、この要綱は令和5年2月28日に制定し、翌日3月1日より施行しております。

以上で報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○福田委員 第14条の中で、教育長は、使用承認等の状況について公開することができるという文言があるのですが、これは具体的にどのようなことでしょうか。

○社会教育課長 第14条の使用状況の情報の公開についてですが、こちらにつきましては、町のホームページにおいて、このように使用されていますということを公開する予定です。

○教育長 よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 他になければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第10 報告第3号

○教育長 日程第10 報告第3号「令和4年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 報告第3号令和4年度教職員の交通事故・違反発生状況について説明いたします。議案書16ページからになります。

本件は、令和4年度教職員の交通事故・違反発生状況について別紙のとおり報告するものであります。議案書17ページの一覧表をご覧ください。

令和4年度は、記載のとおり15件の事故・違反が発生しております。物損事故にいては、8件のうち5件は駐車場等でのもらい事故となっております。

また、交通違反は7件発生しており、違反の内訳は速度超過が2件、信号無視2件、通行禁止違反が1件、人身事故が2件となっております。

令和3年度の事故・違反は16件でありましたので、件数は前年度と比較し1件の減少となっております。

交通事故・違反防止のため、毎月の校長会・教頭会において、交通事故・違反状況を報告し、事故・違反の撲滅に向けた取組と職員への指導の徹底を指示しておりますが、今後も教育委員会として指導を継続し、事故・違反の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第3号令和4年度教職員の交通事故・違反発生状況についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 なければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第11 その他

○教育長 日程第11 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和5年第4回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時28分】